

daily コラム

2022年11月25日(金)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

大病院を紹介状なしで受診する場合の料金引き上げ

大病院の「特別の料金」も値上げ

原材料価格の高騰や円安により、食品や生活用品の値上げが続いていますが、10月には食品だけでも6,500品目で値上げがされたそうです。

この10月からは食品に限らず値上げがあります。大病院を受診するとき、初回に医院等の紹介状を持参しますが、紹介状なしで大病院を外来受診する場合の患者負担料金も引き上げられています。

これは一部の病院への外来患者の集中を避けるためです。患者の待ち時間や勤務医の外来負担を軽減するためもあり、一定規模以上の対象病院について紹介状を持たずに外来受診した患者などから一部負担金(3割負担等)とは別に「特別の料金」を徴収します。その見直しがあり、金額と対象となる病院も拡大されています。

見直しの内容は

「特別の料金」はこれまで医科の初診が5000円以上、再診が2500円以上でしたが初診は7000円以上、再診が3000円以上へと引き上げられています。

歯科でも初診が3000円以上、再診が1500円以上から初診が5000円以上、再診が1900

円以上へと引き上げられています。

対象となる医療機関の範囲も広がっています。今までの対象は特定機能病院(高度の医療の提供、高度の医療技術の開発、研修を実施する能力のある病院で大学病院などがこれに当たります)と、地域医療支援病院は(救急医療や紹介患者に対する医療の提供等を行い「かかりつけ医」等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院)でしたが、さらに紹介受診重点医療機関(医療法で協議のうえ紹介患者への外来を基本とする医療機関として都道府県が公表した病院)が加えられています。

まずは住んでいる地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受けるなど医療機関の機能や役割に応じた受診を行うように勧めています。



病院の機能・役割に合わせた受診をするのが適切です